|      |                         | 担当課  | 漁政課      | 検索番号 | 1 - 2 |
|------|-------------------------|------|----------|------|-------|
| 法令名  | 水産業協同組合法                | 根拠条項 | 11の4 - 3 |      |       |
| 許認可等 | 漁業協同組合の信用事業規程の変更又は廃止の認可 |      |          |      |       |

## (根拠規定)

水産業協同組合法第11条の4第3項

信用事業規程の変更(軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものを除く。)又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

・水産業協同組合法第11条の4第2項

前項の信用事業規程には、信用事業(第11条第1項第3号及び第4号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同条第3項から第5項までの事業をいう。以下同じ。)の種類及び事業の実施方法に関して主務省令で定める事項を記載しなければならない。

(許認可等の基準)

検索番号1-1の基準と同じ

## (その他)

添付資料(漁業協同組合等の信用事業に関する省令第2条第2項)

- (1)規程の変更の認可申請の場合
  - イ 規程の変更の理由を記載した書面
  - ロ 規程の新旧条文の対照表
  - 八 規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- (2)規程の廃止の認可の申請の場合
  - イ 規程の廃止の理由を記載した書面
  - ロ 規程の廃止を議決した総会又は総代会の議事録の謄本